

お金のデザイン・ デジタル・レンディング・ファンド

追加型投信／内外／資産複合

愛称：貯蓄マックス!

投資信託説明書(交付目論見書)
2026年4月20日

🗨️ お金のデザイン

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となります。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

株式会社お金のデザイン

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2796号
設立年月日:2013年8月1日/資本金:100,000,000円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:139,244百万円
(2026年2月末現在)

照会先

株式会社お金のデザイン

電話番号 03-6629-7090(受付時間:委託会社の営業日の9:30~17:00)
ホームページ <https://www.money-design.com/>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・この目論見書により行う「お金のデザイン・デジタル・レンディング・ファンド」の募集については、発行者である株式会社お金のデザイン(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月3日に関東財務局長に提出しており、2026年4月19日にその届出の効力が生じています。
- ・請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ・ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券(金銭債権))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人資産運用業協会」のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、主としてDigital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券に投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1 Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券への投資を通じ、主として世界各国の中小企業等向けの金銭債権に実質的に投資します。

当ファンドの投資戦略

- 01 中小企業等の需要に応える
需要に対して銀行による供給量が不足気味の中小企業等向けに対するローンで、魅力的な上乗せ金利(信用スプレッド)を獲得します。
- 02 企業間取引に対するローン
投機的な資金ではなく、あくまで企業の本業である事業活動に対して貸付けます。実需に基づいたローンを少額分散して実行することで信用リスクの低減を図っています。
- 03 データを活用した審査で分散投資
貸付企業の選別には、実績データ、リアルタイムデータがデジタルに入手できるプラットフォームを活用しており、多くの企業への少額分散投資を効率的に行います。
- 04 変動貸付で金利上昇に強い
ローンは短期の変動金利貸付が中心で、貸付金利が上昇すればファンドの目標利回りも上がるのが期待できます。
- 05 為替ヘッジを行い円ベースでの値動きの安定化を図ります

2 実質的な運用はdLab Asset Management Limitedが行います。

dLab Asset Management Limitedの運用プロセス

プラットフォームを厳選	データ活用して企業を審査、少額分散・主に短期貸付	効率的な再投資サイクル
世界中に存在するデジタルプラットフォームのうち、データ管理や審査基準が整備され信頼できるもののみを選定して活用します。	1社あたりの貸付額は\$50,000~100,000程度とし、平均貸付期間は1~3ヵ月程度の短期間を目指します。これにより資金が返済されないリスクを抑制します。	回収された資金は、次の案件に速やかに再投資することを旨とし、機動的・効率的な運用を継続します。

<dLab Asset Management Limitedの概要>

dLab Asset Management Limitedは、デジタル・レンディング市場に特化した運用のプロフェッショナルです。

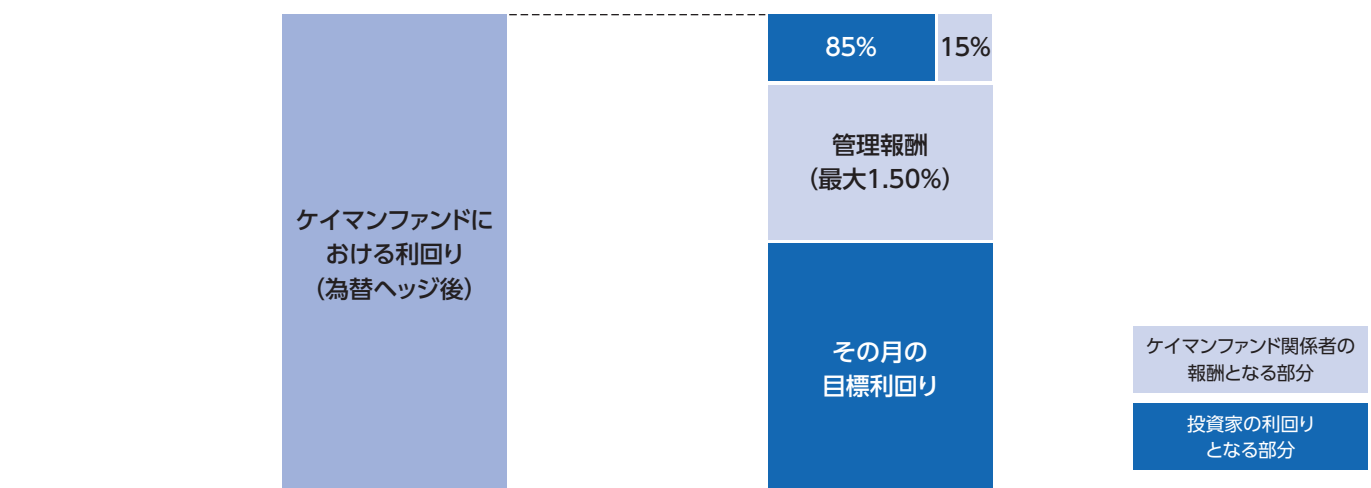
<デジタル・レンディングとは>

海外には、資金を借りたい企業が集まるプラットフォームが多く存在しています。このプラットフォームを活用して、借り手企業が公開する詳細なデジタルデータを活用して、企業のスクリーニング、信用審査を行い、個々の企業に対して、少額に分散された短期融資を効率的に実行する仕組みです。従来の銀行融資では対応が難しかった中小企業の資金ニーズに応えます。

3 目標利回り達成のための報酬設計

目標利回りの達成に向けた報酬設計をしています

- この商品は投資信託であり元本や利回りの保証はできませんが、できる限り目標利回りを達成できるように利回り連動型報酬制度を導入する工夫をしました。
- 当ファンド(貯蓄マックス!)において、利回りに関わらず発生する信託報酬は受託会社(信託銀行)に支払う0.03%(税別)に抑えています。
- Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unit(以下「ケイマンファンド」という)では毎月の基準価額の更新時において、まず目標利回りの確保を目指します。
 - 1.ケイマンファンドの利回りが目標利回りを下回った場合には、管理報酬は発生しません。なお、管理会社報酬は別途発生します。
 - 2.ケイマンファンドの利回りが目標利回りを上回った場合には、管理報酬として最大で1.50%の管理報酬を控除し、ファンド関係者(ケイマンファンドの運用会社、及び当ファンドの委託会社、販売会社等)で按分します。
 - 3.ケイマンファンドの利回りが、目標利回り+1.50%をさらに上回った場合には、その超過部分の15%[実際の利回り-(目標利回り+1.50%)]×0.15を超過パフォーマンス報酬としてケイマンファンドの信託財産から控除し、同様にファンド関係者で分配します。超過部分の85%は投資家のものとなります。



目標利回り^{*1}は日銀の政策金利(誘導目標)^{*2}+1.00%を目指します。

※1「目標利回り」とは、必ず一定の収益を得ることのできる運用を意味するものではなく、記載されている目標利回りの数値は、その達成を示唆・保証するものではありません。したがって、投資者の元本が保証されるものではありません。

※2日銀の政策金利については、日本銀行が決定した金融市場調節方針の無担保コールレート(オーバーナイト物)の率となります。

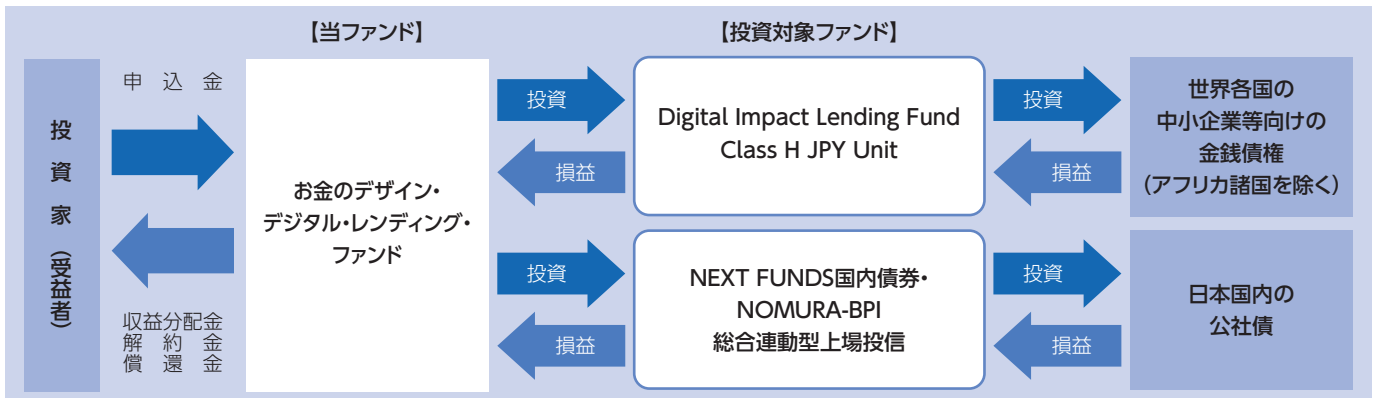
※上図はケイマンファンドにおいて投資家が実質的に負担しうる手数料を示したイメージ図です。ケイマンファンドの利回りが必ず目標利回りを上回ることを保証したり、示唆するものではありません。

※報酬や当ファンド並びにケイマンファンドにかかる費用の詳細については、本目論見書をご確認ください。

*ファンドの特色については、dLab Asset Management Limitedに2026年3月31日時点で確認したものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主に投資対象ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。



※投資対象ファンドについて、詳しくは「投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

繰上償還について

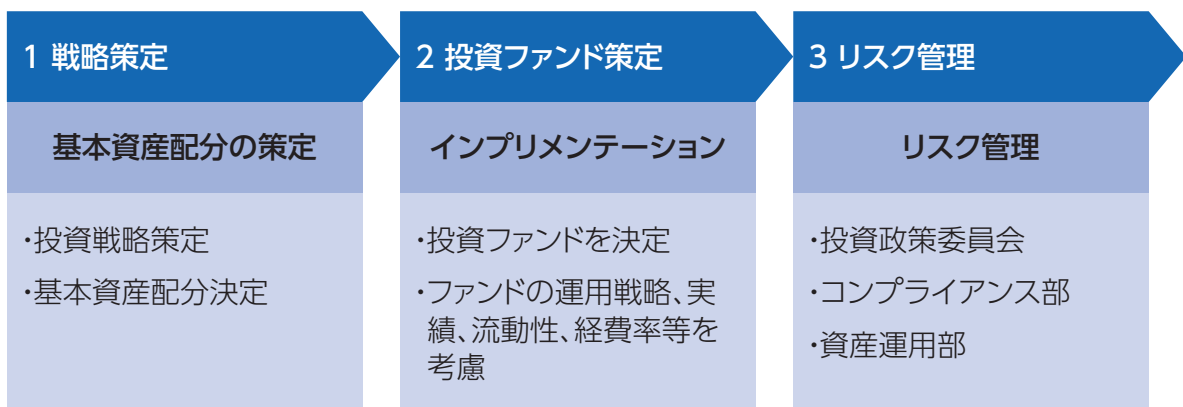
次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し当該信託を終了（繰上償還）します。

- Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券におけるゲート条項等の発動によって投資信託財産として保有する当該投資信託証券の解約が制限された場合
- 第5期計算期間の終了日におけるこの信託の純資産総額が50億円を下回る場合
- Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券を発行する投資信託等が終了する場合

運用プロセス

運用チームは資産配分の決定から、投資対象ファンドの選定まで行います。リスク管理は投資政策委員会で行います。

また、コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。



※上記は2026年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

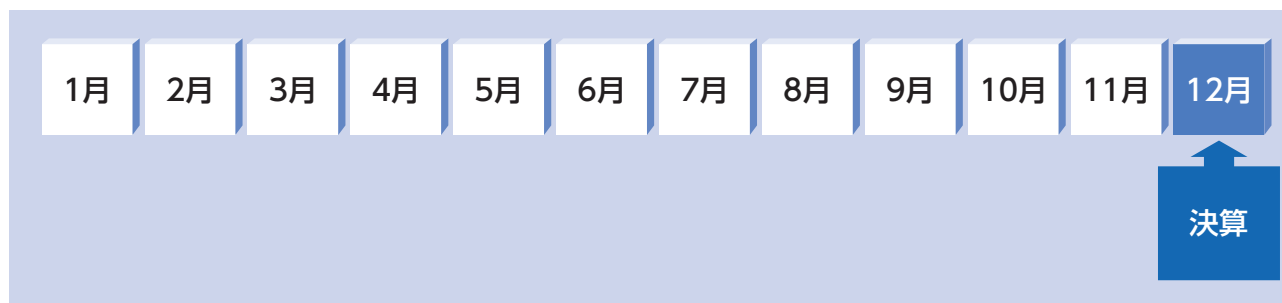
主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)の直接利用は行いません。なお、組入投資信託証券におけるデリバティブ取引の利用については、実質的に価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限りま

分配方針

毎年12月31日(決算日が委託会社の休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要(2026年4月3日現在)

ファンドは、下記の投資対象ファンドを主要対象とします。下記以外のファンドが追加になる場合、または下記ファンドが投資対象から除外される場合があります。

<Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unit> (ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	主として各種貿易金融関連資産に直接または間接に投資し、魅力的なリスク調整後リターンの獲得を目指します。
主な投資対象	ケイマン諸島籍の会社「DIL Asset Holdings Ltd」への投資を通じて、貿易金融やコモディティ・ファイナンスで用いられる様々な債務および資産担保型債務商品(為替手形、銀行引受手形、信用状、保証、約束手形、コマーシャル・ペーパー、ファクタリング取引等)を実質的な主要投資対象とします。
投資方針	①主として、トレーディング・カンパニーを通じて、各種貿易金融関連資産に直接または間接に投資します。 ②主な投資対象には、トレード・ドラフト、銀行引受手形、信用状、保証、約束手形、コマーシャル・ペーパー、ファクタリング取引、フォーフェイティング、コモディティ・レポ取引、倉荷証券関連ファイナンス等が含まれますが、これに限りません。 ③市場環境等に応じて、現金、短期金融商品、政府証券、銀行債務、国際機関債、コマーシャル・ペーパー等に投資する場合があります。ポートフォリオの平均残存期間は、原則として6か月以内を旨とします。 ④円建てクラスであるClass H JPY Unitについては、為替エクスポージャーについて対円ヘッジを行います。
主な投資制限	①アフリカ諸国の証券または取引への投資は行いません。 ②取得時において満期まで180日を超える単一のポジションへの投資は、原則ファンドの純資産総額の10%以下とします。 ③取得時において満期まで180日を超えるポジション全体の保有額は、原則ファンドの純資産総額の40%以下とします。
収益分配	原則として無分配
ファンドに係る費用	
運用管理報酬	受託会社と管理会社が決定する料率(概ね日本銀行の政策金利プラス1%)を超えたリターン(年率換算)(但し、年率換算で上限1.5%までとする)の管理報酬に、当該料率を超えた部分に対し年率15%のパフォーマンス報酬を加えた額。 その他報酬 ・管理会社報酬:年0.04% なお、上記は料率が把握できる費用の合計であり、上記のほか年間最低報酬額や固定金額、取引ごとにかかる費用等が定められているものもあり、運用状況等により変動することがあり事前に料率を示すことが出来ません。
申込手数料	Class H JPY Unitについては0.18%、または受託会社と管理会社が随時決定する料率。
信託財産留保額	なし
その他の費用など	保管費用、売買委託手数料、法律・会計・税務・監査費用、登録・届出費用、借入利息、保険料、訴訟その他の特別費用等を負担します。これらは運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
その他	
運用会社	dLab Asset Management Limited
信託期間	原則基本信託証書の日付(2020年11月3日)から150年後に終了します。ただし、受益者決議その他ファンドの継続が違法となった場合や受益者の利益に反する場合など、所定の事由が発生した場合にはこれより前に終了することがあります。
決算日	毎年12月31日

<NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信>

基本情報	
基本方針	わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)(対象指数)に連動する投資成果を目指します。
運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
信託報酬	0.07%(税込0.077%)
分配支払い基準日	毎年3月7日、9月7日(年2回)
上場日	2017年12月11日
上場市場	東京証券取引所

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として投資対象ファンドへの投資を通じて、金銭債権や公社債に実質的な投資を行うため、投資対象ファンドが組み入れた金銭債権の回収状況や公社債の価格変動等により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、リスクは以下に限定されるものではありません。

金銭債権投資に関するリスク

実質的に投資を行う金銭債権において、返済遅延または債務不履行が生じた場合、あるいは第三者への対抗要件となる登記がされていないこと等による二重譲渡や詐欺による被害を受けた場合には、当該金銭債権の価値が減損もしくは無価値になることもあります。また、インフレーション、公定歩合の変更、通貨の切り上げまたは切り下げ等の影響を受け金銭債権の価値が減損することがあります。これらの金銭債権の価値の減損等は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

債務者となる企業が経営不安・倒産に陥った場合または陥ると予想される場合、あるいは信用格付けが格下げされた場合等により債務者の債務不履行が発生または予想される場合等には、金銭債権等の投資対象の価値が毀損することがあり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

実質的に投資を行う金銭債権は、証券取引所や証券市場に上場されていないまたは取引されておらず、流動性や市場性が低く、期待する価格や希望の数量での取引が出来ない事があるため、基本的には金銭債権の返済により投資資金を回収することとなります。金銭債権の返済遅延、延滞、債務不履行の発生、保険金請求の処理等の要因により、想定していた期間で投資資金の回収が出来ないことがあり、その結果、当ファンドの流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

公社債投資に関するリスク

実質的に投資を行う公社債は、一般に内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けるため債券価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。これらの債券価格の下落は当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

為替変動リスク

当ファンドが主として投資するDigital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券(以下「ケイマンファンド」という。)では、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替市場の影響を受け当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合等にはこの金利差に相当するヘッジコストが発生し、通貨需給と金利の動向によってはヘッジコストが拡大する場合があります。

カントリー・リスク

投資対象ファンド、特にケイマンファンドの実質的な投資対象である金銭債権に関連する国および地域での紛争、あるいは政治・経済・社会情勢等の混乱が生じたり、税制・法規制等が急遽変更されたり、新たに設けられることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合や金銭債権の回収が遅延あるいは実施できないことがあり、当ファンドの流動性への影響や基準価額の下落する要因となります。

ゲート条項リスク

当ファンドが主として投資するケイマンファンドには、各投資家からの解約が集中した際に、運用資産全体に対する解約可能上限を定めるゲート条項が設けられています。このゲート条項が発動された場合には、各投資家からの解約金が減額された上で支払われ、残りの部分は翌月以降の解約に繰り越されることとなります。

ケイマンファンドにおいてゲート条項が発動された場合には、当ファンドへの解約金が減額され、残りの部分は翌月以降の解約に繰り越されるため、ケイマンファンドから当ファンドに支払われる解約金の減額比率に従って、当ファンドの各受益者からの解約金額を減額した上で支払うこととなり、残余部分は、当ファンドの翌月の解約に繰り延べられ、以降も同様の取扱いとなります。このため想定していた時期に解約や現金化を行えず、その結果、損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

分配金に関する留意点

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、主たる取引市場において市場環境が急変した場合や大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。

コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

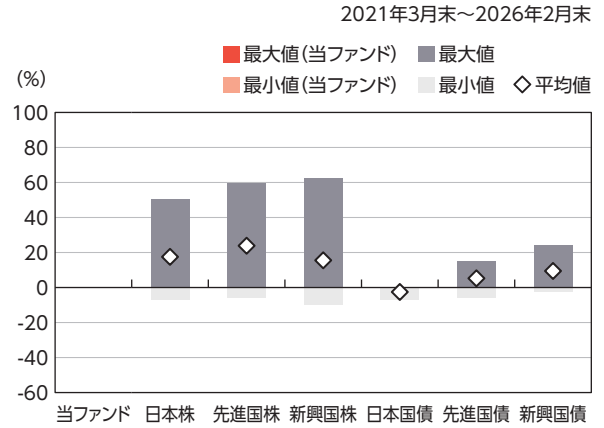
※上記体制は2026年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	50.5	59.8	62.7	0.6	15.3	24.5
最小値	-	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値	-	17.5	23.9	15.5	△ 2.5	5.3	9.5

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 *2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
 *決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

●最新の運用の内容等は、委託会社のホームページで開示することを予定しています。

手続・手数料等

お申込みメモ	
購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌月の10ファンド営業日の翌国内営業日の基準価額に、信託財産留保額を加算した額。(購入価額=販売価額) ただし、当初申込期間中は1口=1円。信託財産留保額は加算されません。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金(解約)申込受付日の翌々月の10ファンド営業日の翌国内営業日の基準価額
換金代金	換金(解約)申込受付日の翌々月の最終国内営業日から起算して、原則として6営業日目からお支払いいたします。
申込締切時間	当初申込期間 当初申込期間の最終日(2026年4月22日)の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込み分とします。 継続申込期間 原則として、申込期間最終日の午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当月の申込受付分とします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間 2026年4月20日から2026年4月22日まで 継続申込期間 2026年4月23日から2027年3月31日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込日 (月1回窓開)	毎月最終ファンド営業日の前国内営業日 ※当月最終ファンド営業日より翌月の最終ファンド営業日の前国内営業日までの期間の受付は、翌月分のお申込みとなります。 なお、2026年4月から5月については、ファンド設定日から5月の最終ファンド営業日の前国内営業日までが受付期間となります。
営業日	国内営業日:委託者の営業日 ファンド営業日:香港、シンガポールの銀行休業日、及び国内休業日を除いた日
換金制限	① ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。 ② ゲート条項 Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券におけるゲート条項等の発動によって投資信託財産として保有する当該投資信託証券の解約が制限され、当該投資信託証券からこの信託への一部解約金が減額された場合には、当該減額比率に従って各受益者の一部解約金額が減額され、減額された一部解約金申込額の残余部分は、翌月の一部解約金受付日での一部解約に繰り越します。翌月の一部解約金受付日での一部解約に繰り越した一部解約金申込額の残余部分についても同様の取扱いとします。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券におけるゲート条項等の発動によって投資信託財産として保有する当該投資信託証券の解約が制限された場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込み受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金(解約)の申込みの受付を取消することができます。

信 託 期 間	無期限(2026年4月23日設定)
繰 上 償 還	<p>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し当該信託を終了(繰上償還)します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券におけるゲート条項等の発動によって投資信託財産として保有する当該投資信託証券の解約が制限された場合 ・第5期計算期間の終了日におけるこの信託の純資産総額が50億円を下回る場合 ・Digital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの投資信託証券を発行する投資信託等が終了する場合 <p>また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権口数が20億口を下回ることとなった場合。 ・この信託契約を解約することが、受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	<p>毎年12月31日(国内休業日の場合は翌営業日)</p> <p>ただし、第1計算期間は2026年4月23日から2027年1月4日までとします。</p>
収 益 分 配	<p>毎決算時に、収益配分方針に基づいて収益の分配を行います。</p> <p>ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。</p> <p>※販売会社との契約によっては、再投資が可能です。</p>
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	<p>電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。</p> <p>ホームページアドレス https://www.money-design.com/</p> <p>※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
運 用 報 告 書	年1回(12月)および償還後に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。</p> <p>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>※上記は、2026年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	購入申込受付日の翌月の10ファンド営業日の翌国内営業日の基準価額に0.4%以内の率を乗じて得た額をご負担いただけます。(2026年4月3日現在0.18%)

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.033%(税抜0.03%)。運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p style="text-align: center;">〈信託報酬の配分〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>—</td> <td>委託した資金の運用の対価(*1)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>—</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価(*1)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.033% (税抜0.03%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	配分(年率)	役務の内容	委託会社	—	委託した資金の運用の対価(*1)	販売会社	—	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価(*1)	受託会社	0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	支払先	配分(年率)	役務の内容											
	委託会社	—	委託した資金の運用の対価(*1)											
	販売会社	—	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価(*1)											
受託会社	0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価												
投資対象とする投資信託証券	年率1.54%程度(パフォーマンス報酬15%)(委託会社が試算した概算値)(*2)													
実質的な負担	年率1.573%(税込)程度(*2) ※投資対象とする投資信託証券の組入比率の変更などにより変動します。													
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。 投資信託振替制度に係る費用、法定書類、販売用資料等の作成、印刷、提出、交付等に要する費用、公告費用、監査費用、計理事務等に係る費用、その他これらに準ずる費用であり諸費用に含めることが相当であると委託会社が合理的に判断する費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ※これらの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。													

*1当ファンドからは委託会社と販売会社への信託報酬の直接の支払いはなく、投資対象とするDigital Impact Lending Fund Class H JPY Unitの運用管理報酬(管理報酬及びパフォーマンス報酬の総額)の3分の1に相当する金額が、当ファンドの委託会社及び販売会社の役務に応じた実質的な信託報酬に相当するものとして別途支払われます。

当ファンドの委託会社及び販売会社の役務に応じた実質的な信託報酬相当額の按分比率は勧誘形態により以下のとおり異なります。

①販売会社が直接勧誘した場合 委託会社が2分の1、販売会社が2分の1の比率

②販売会社が委託する金融サービス仲介業者等が勧誘した場合 委託会社が100分の36、販売会社が100分の28(勧誘した金融サービス仲介業者等が100分の36)の比率

*2上記は料率が把握できる費用の合計であり、別途、保管費用等がかかります。そのため、実質的な負担はこれらの報酬を加えたものとなります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められているものもあり、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。

*3上記費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および投資者の皆様の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

● 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。